

議員提出議案第 2 号

法人市民税の一部国税化の見直しを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 17 日

提出者 立川市議会議員 古屋直彦  
伊藤大輔  
木原 宏  
山本みちよ  
上條彰一  
福島正美

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

## 法人市民税の一部国税化の見直しを求める意見書

国の2014年度の税制改正において、都市部と地方の地域間の税源の偏在を是正するとして、地方税である法人住民税の一部を国税化し、その全額を地方交付税の原資とする地方法人税を創設し、財源が不足する団体に配分する措置が実施されました。

本市の場合、2014年度決算ベースで、一部国税化による法人市民税法人税割の引き下げによる減収額は、2016年度及び2017年度で約9億円と見込まれています。また、2016年度税制改正案には、国税化をさらに進める法人住民税の税率の引き下げが示されており、その影響が表れる2018年度以降には、法人市民税は約22億円の大幅な減収が見込まれています。

地方自治体は、厳しい財政状況の中で急速な少子高齢化への対応や地域経済の活性化等に取り組んでいます。法人市民税は、地域の構成員である法人が個人市民税と同様に行政サービスの経費を広く分かち合う地方自治体に不可欠な基幹となる税となっています。

地方にふさわしい税源は何か、地方税の原則に沿った議論が行われ、地方税のあるべき姿を実現すべきと考えます。

よって、立川市議会は、法人市民税の一部国税化の見直しを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月17日

立川市議会

議長 須崎 八郎